規則様式第３（第７条関係）

変更届出書

令和8年9月10日

岸和田市長　様

芙蓉総合リース株式会社
代表取締役　織田 寛明
東京都千代田区麹町五丁目1番地1

株式会社タチバナ
代表取締役　橘 喜壽
岸和田市土生町二丁目30番22号

大規模小売店舗立地法第６条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称：アクロスプラザ東岸和田
　所在地：岸和田市土生町四丁目4406番　外

２　変更しようとする事項
(1) 駐輪場の位置
　【変更前】添付図面３－１　建物配置図兼１階平面図【変更前】
　【変更後】添付図面３－２　建物配置図兼１階平面図【変更後】

(2) 荷さばき施設の位置
　【変更前】添付図面３－１　建物配置図兼１階平面図【変更前】
　【変更後】添付図面３－２　建物配置図兼１階平面図【変更後】

(3) 廃棄物等の保管施設の位置
　【変更前】添付図面３－１　建物配置図兼１階平面図【変更前】
　【変更後】添付図面３－２　建物配置図兼１階平面図【変更後】

３　変更する年月日
　令和9年5月11日

４　変更する理由
　配置計画を見直したため。

添付書類－１（大規模小売店舗立地法第５条第２項関係①）

施行規則第４条の規定に基づく事項

<table>
<tr><td>法人にあってはその登記事項証明書（１号）</td><td>□別添のとおり（原本のみ）</td></tr>
<tr><td>主として販売する物品の種類（２号）</td><td>□別表１のとおり</td></tr>
<tr><td>建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（３号）</td><td>□添付図面３－２のとおり</td></tr>
<tr><td>荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯（７号）</td><td>□荷さばきを行う自動車の台数
<table><tr><td></td><td>大型車
（台/日）</td><td>小型車
(2～4ｔ車)
（台/日）</td></tr><tr><td>昼間(6時～21時)</td><td>0</td><td>22</td></tr><tr><td>(昼間)(21時～22時)</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>夜間(22時～ 6時)</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>□荷さばきを行う時間帯： 6時00分 ～ 21時00分</td></tr>
<tr><td>遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面（８号）</td><td>□遮音壁設置の有無： 有 ・ 無</td></tr>
</table>

添付書類－２（大規模小売店舗立地法第５条第２項関係②）

施行規則第４条の規定に基づく事項

<table>
<tr><td>冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面（９号）</td><td>□別添『騒音予測報告書』に示すとおり</td></tr>
<tr><td>平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠（10号）</td><td>□予測結果：下表のとおり
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">用途地域</th><th>予測結果(dB)</th><th>環境基準(dB)</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>昼間</th></tr>
<tr><td>A (H=1.2m)</td><td rowspan="6">商業地域</td><td>43</td><td rowspan="6">60</td></tr>
<tr><td>A (H=4.4m)</td><td>43</td></tr>
<tr><td>A (H=7.6m)</td><td>43</td></tr>
<tr><td>B (H=1.2m)</td><td>41</td></tr>
<tr><td>B (H=4.4m)</td><td>41</td></tr>
<tr><td>B (H=7.6m)</td><td>41</td></tr>
<tr><td>C (H=1.2m)</td><td rowspan="2">第一種
住居地域</td><td>39</td><td rowspan="2">55</td></tr>
<tr><td>C (H=4.4m)</td><td>39</td></tr>
<tr><td>D (H=1.2m)</td><td rowspan="3">近隣商業
地域</td><td>40</td><td rowspan="6">60</td></tr>
<tr><td>D (H=4.4m)</td><td>40</td></tr>
<tr><td>D (H=7.6m)</td><td>40</td></tr>
<tr><td>E (H=1.2m)</td><td rowspan="3">商業地域</td><td>43</td></tr>
<tr><td>E (H=4.4m)</td><td>43</td></tr>
<tr><td>E (H=7.6m)</td><td>43</td></tr>
</table>
※ H=1.2mは１階、H=4.4mは２階、H=7.6mは３階の高さ。
□算出根拠：別添『騒音予測報告書』に示すとおり</td></tr>
</table>

※今回の変更事項は、荷さばき施設②および廃棄物保管施設③、Ｂ棟南側駐輪場の位置変更です。
ゆえに、夜間の騒音に係る変更事項が無いことから、夜間の等価騒音レベルおよび騒音レベルの最大値の予測は省略します。

添付書類－３（その他指針に係る事項）

生活環境の保持に配慮した事項

【駐車場・駐輪場の需要に関して取り組む内容】

※今回の届出に際して変更はありません。

○駅前立地のため、駐車場及び駐輪場は有料とし、施設利用者は一定時間無料としています。
○所定の場所以外に自転車を駐輪しないよう、整理員による巡回や注意喚起看板の設置等により、防止に努めています。

【歩行者の通行の利便性の確保、来店車両の交通整理等、交通安全に関して配慮する事項】

○駐車場出口には一旦停止線（止マレ）の標示やお客さまに注意を呼びかける看板（「左右安全確認」等）を設置し、出庫車両の飛び出しを抑制しています。
○場内の路面には車両の誘導のための矢印を標示しています。
○敷地内には、カラー塗装等によって車路と区分された歩行者・自転車用の歩道を設け、歩行者・自転車の安全を確保しています。また、歩行者動線と車路が交錯する箇所には、場内横断歩道を設けています。
○府道大阪和泉泉南線沿いの出入口②には、計画敷地を後退して引き込みレーン（25m）を設置し、公道の一般交通の流れに与える影響を抑制するよう努めています（添付図面３－２参照）。
○駐車場出入口①には約12m、出入口②には約13mの駐車待ちスペースを設け、公道の一般車両の流れに影響を与えないよう配慮しています。
○駐車場出口には、出庫車両への注意喚起のための回転灯を設置し、歩行者・自転車の安全確保に努めています。
○市道東岸和田駅東停車場線沿いに搬出入等車両（以下、荷さばき車両と廃棄物収集車両の意）の専用出入口を設けています（添付図面３－２参照）。
○駐車場出入口の前の歩道は通学路に設定されておりません。

【防災・防犯対策への協力に関して配慮する事項】

※今回の届出に際して変更はありません。

○地方公共団体などから災害時の防災対策への協力要請があった場合には協力します。
○営業時間中は従業員が巡回し、不審者への声かけを行うなど、防犯対策に努めています。
○夜間(20時以降)、小･中学生が保護者の同伴なしで、来店していることが見受けられれば、声かけ等によって注意喚起します。

【店舗から発生する騒音による周辺の生活環境への影響に関して配慮する事項】

※荷さばき施設および廃棄物等の保管施設の位置の変更。

○夜間帯（21時から翌6時まで）における搬出入作業は行いません。
○荷さばき車両及び従業員車両に対しては、『大阪府生活環境の保全等に関する条例』に基づき、アイドリングを行わないよう指導を徹底しています。また、「クラクション・空ぶかしの禁止」、「静かなドア開閉」についても指導を徹底しています。
○廃棄物収集車両に対しては、アイドリングを行わないよう指導を徹底しています。また、「クラクション・空ぶかしの禁止」、「静かなドア開閉」についても指導を徹底しています。
○お客さまに対しては、『大阪府生活環境の保全等に関する条例』に基づき、駐車場内にアイドリング禁止の表示を行い周知しています。また、駐車場内の表示には、「静かなドア開閉」及び｢クラクション・空ぶかしの禁止｣についても併記し、お客さまに協力を呼びかけています。
○設備騒音の発生源となる機器については、低騒音型の機器を導入しています。また、定期点検を行い、異常騒音の発生防止に努めています。
○廃棄物を整理して保管することにより収集作業の効率を高め、短時間化を図っています。
○屋外に向けてのＢＧＭは流しません。

【照明の配置に関して配慮する事項】

※今回の届出に際して変更はありません。

○夜間照明が周辺地域への光害とならないよう周辺へ配慮した照明計画としています。

【その他配慮事項】

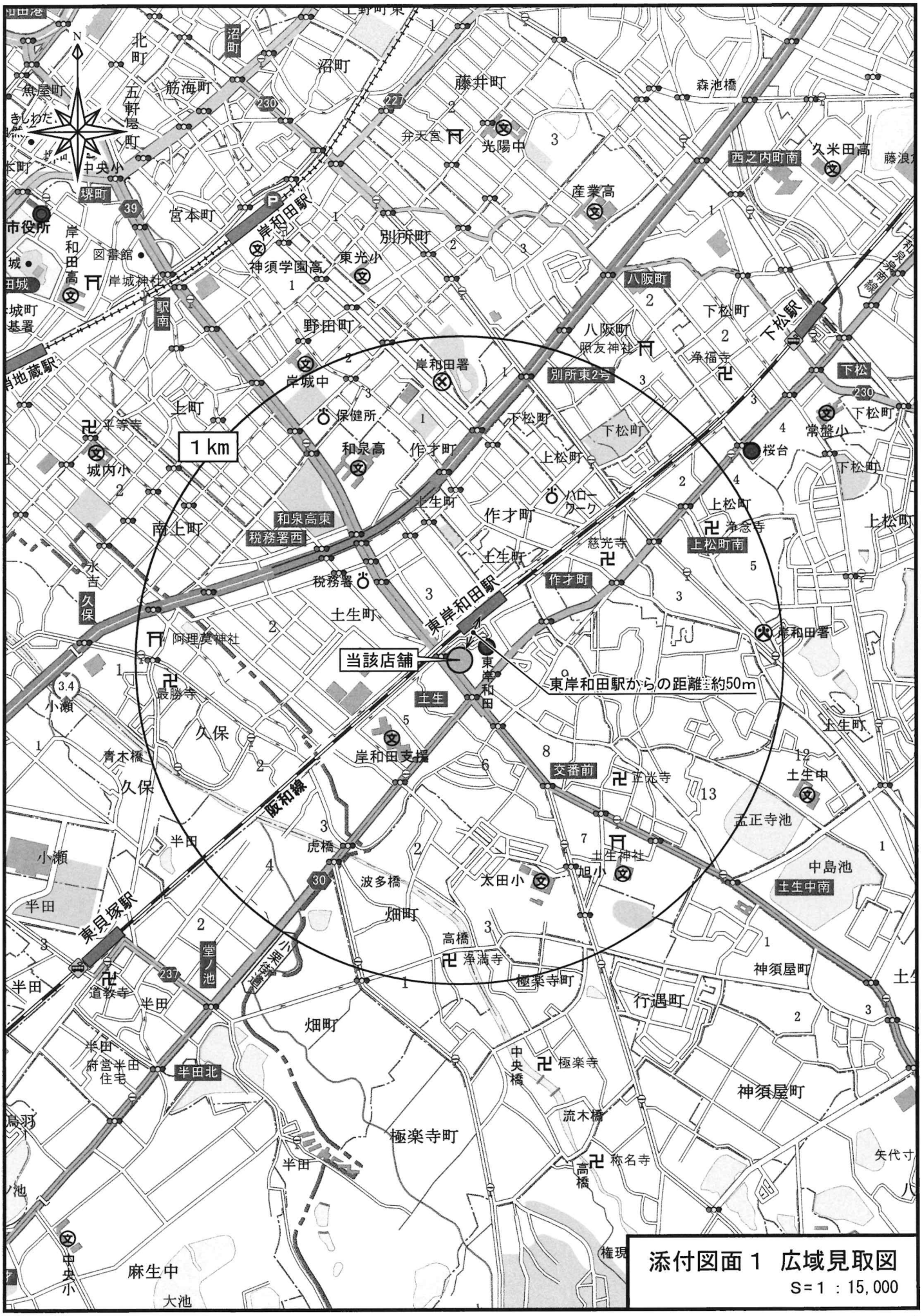
※今回の届出に際して変更はありません。

○店舗の運営にあたり、周辺の生活環境に応じて苦情等があった場合には、誠意をもって対応いたします。

別表１

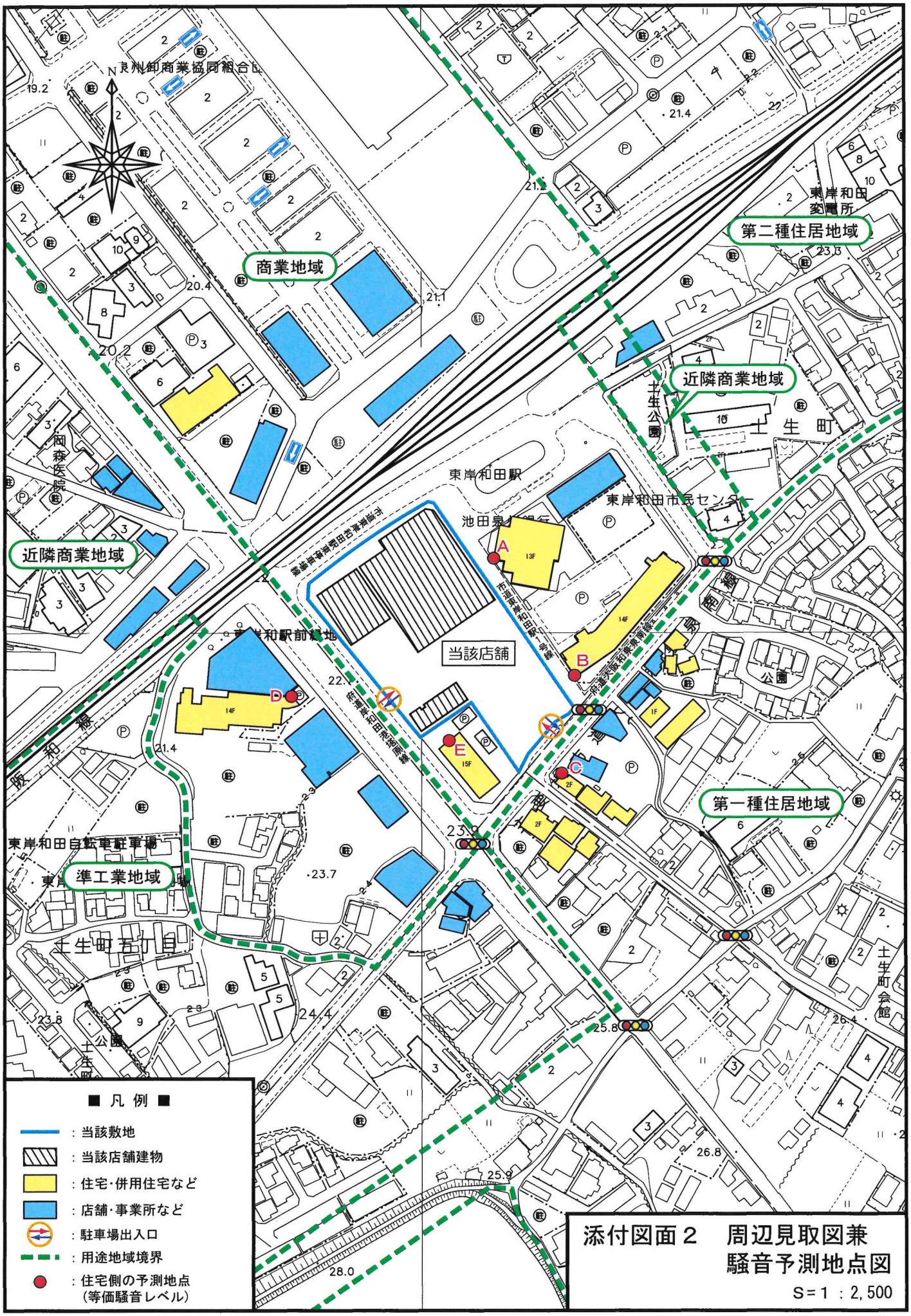
＜小売業者一覧表＞

小売業者の名称	営業時間	主要販売品目	代 表 者	住　　所
株式会社 スーパーサンエー	9:00～22:00	食料品等	代表取締役 植林 基行	岸和田市大町475番地
ウエルシア薬局 株式会社	24時間	医薬品等	代表取締役 田中 純一	東京都千代田区 外神田二丁目2番15号
株式会社 メガネトップ	9:00～23:00	眼鏡等	代表取締役 冨澤 昌宏	静岡県静岡市葵区 伝馬町8番地の6
株式会社ルビー	9:00～23:00	洗濯・クリーニング 用品等	代表取締役 辻本 龍晃	奈良県橿原市 忌部町164番地の6
兵野 直次	9:00～23:00	印鑑等	兵野 直次	岸和田市流木町878-2
有限会社 花の店フローレス	9:00～23:00	生花等	代表取締役 河浪 克典	岸和田市野田町一丁目 8番13号



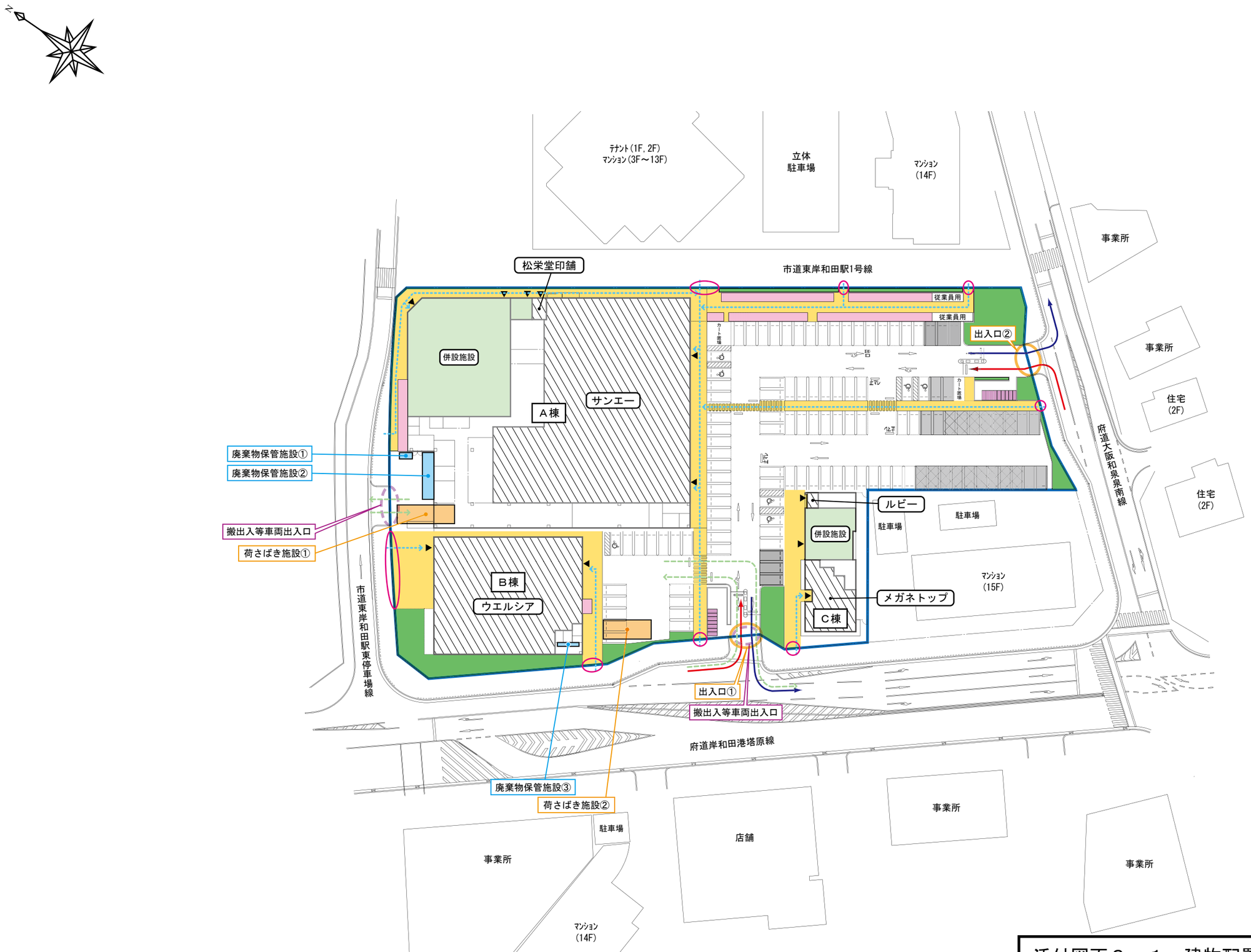
添付図面１　広域見取図

S＝1：15,000



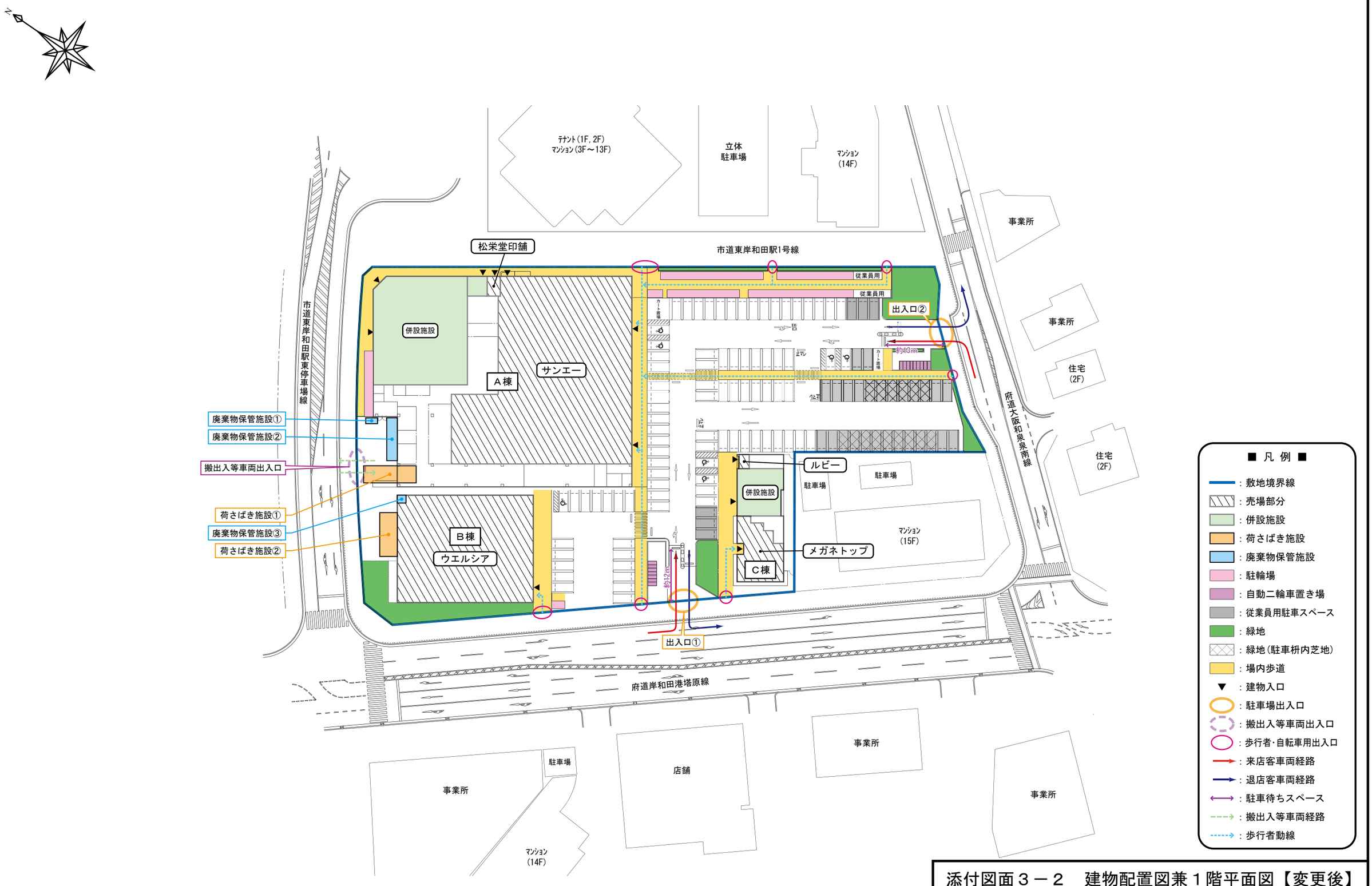
添付図面２　周辺見取図兼
騒音予測地点図

S＝1 ：2,500



添付図面３－１　建物配置図兼１階平面図【変更前】

S=1：800



添付図面３－２　建物配置図兼１階平面図【変更後】

S=1：800

「アクロスプラザ東岸和田」
荷さばき施設等の位置変更に伴う
大規模小売店舗立地法届出に係る
騒音予測報告書

目　　次

１．計画概要・・・

１．計画概要

（１）目的

本書は、大規模小売店舗立地法に基づく届出書を作成する際の騒音予測に関するものです。「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日，経済産業省告示第 16 号)」（以下「指針」と述べる）に基づき、店舗営業に伴って発生する騒音についての予測・評価を行うことを目的としました。なお、騒音予測の計算手法は「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き（平成 20 年 10 月，経済産業省)」（以下「手引き書」と述べる）に準じて行いました。

（２）当該店舗の概要

当該店舗の概要は、表 1-1 に示すとおりです。

今回の変更点は、荷さばき施設②および廃棄物保管施設③、Ｂ棟南側駐輪場の位置変更です。

表 1-1　当該店舗の概要

名称	アクロスプラザ東岸和田
所在地	岸和田市土生町四丁目 4406 番　外
小売業者	株式会社スーパーサンエー ウエルシア薬局株式会社 株式会社メガネトップ　他２者
店舗面積	2,233 ㎡
駐車場台数	収容台数：85 台（別途 従業員用 33 台）
営業時間	スーパーサンエー：9 時～22 時 ウエルシア　　：24 時間 その他の小売店舗：9 時～23 時
駐車場利用可能時間帯	24 時間
荷さばき作業時間帯	6：00～21：00
設備稼働時間	Ａ棟　8：30～22：30（一部 24 時間稼働） Ｂ棟　24 時間稼働 Ｃ棟　8：30～23：30

（３）当該店舗周辺の状況

当該店舗の周辺見取図を図 1-1 に示します。当該店舗北西側は市道東岸和田駅東停車場線およびＪＲ阪和線に面しております。当該店舗北東側は市道東岸和田 1 号線に面しており、道路を挟んで向かい側はマンションや駐車場等が立地しています。当該店舗の南東側は府道大阪和泉泉南線に面しており、道路を挟んで向かい側は事業所や住宅が立地しております。当該店舗南側の隣接地は、マンションや駐車場が立地しています。当該店舗の南西側は府道岸和田港塔原線に面しており、道路を挟んで向かい側は、事業所や店舗、住宅等が立地しております。

当該店舗および当該店舗の北側、東側は商業地域に指定されております。当該店舗南東側に面する府道大阪和泉泉南線の向かい側は第一種住居地域に指定されております。当該店舗南西側に面する府道岸和田港塔原線の向かい側は近隣商業地域に指定されております。

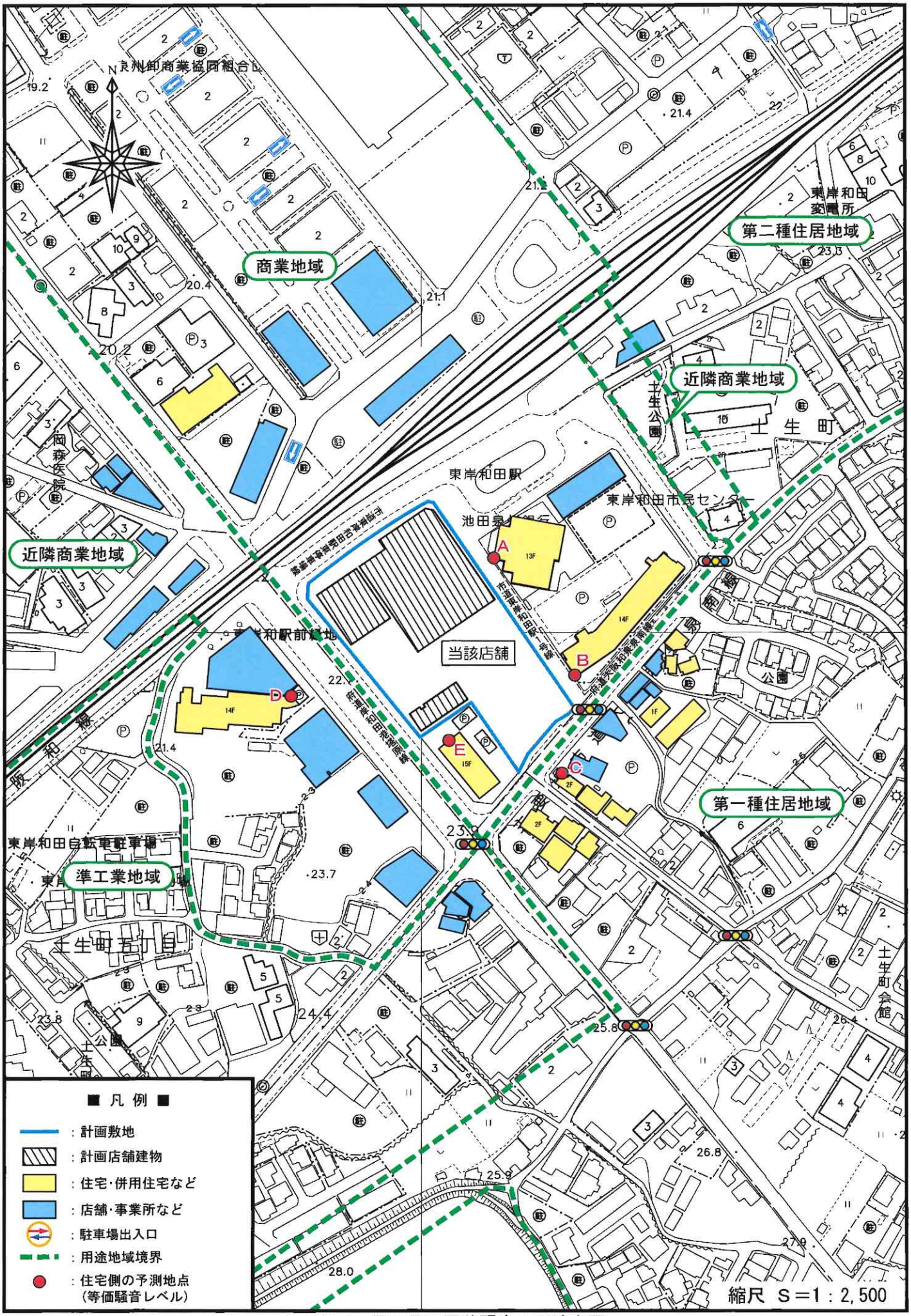


図1-1　周辺見取図兼騒音予測地点図

（4）予測評価の概要

騒音予測は、以下の概要に従い検討を行いました。

なお、今回の変更事項は、荷さばき施設②および廃棄物保管施設③、B棟南側駐輪場の位置変更です。ゆえに、夜間の騒音に係る変更事項が無いことから、夜間の等価騒音レベルおよび騒音レベルの最大値の予測は省略します。

表 1-2　予測評価の概要

項　目	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測
予測項目	当該店舗の営業に伴って発生する騒音全体（設備騒音、荷さばき作業音、廃棄物収集作業音、車両走行音、車両ドア開閉音等）を対象に予測する。
予測地点	当該店舗周辺に立地し騒音の影響を受けやすい住宅等を対象にする。 予測高さは地上 1.2m を基本とし、住居の建物階数も考慮する。
予測方法	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）の等価騒音レベルについて予測を行う。
評価方法	「騒音に係る環境基準」の基準値と比較する。
評価基準	商業地域、近隣商業地域（C類型） 昼間：60 デシベル以下 第一種住居地域（B類型） 昼間：55 デシベル以下

2．騒音に係る環境基準など

（1）騒音に係る環境基準

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく「騒音に係る環境基準について」の基準は表 2-1 に示すとおりです。

表 2-1　騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値		該当地域
	昼　間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜　間 午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

３．騒音予測の方法

3-1．等価騒音レベルの予測

（１）自動車走行騒音

変動騒音のうち、敷地内における自動車走行（来店客等車両（以下、来店客車両と従業員車両の意)、荷さばき車両、廃棄物収集車両、自動二輪車等（以下、原動機付き自転車を含む自動二輪車の意)）及びショッピングカート走行音に関する騒音は、ASJ RTN-Model 2023 の中で示されている考え方や計算式に基づいて予測を行いました。

予測式は以下の通りです。

$$L_{\mathrm{Aeq},T,\mathrm{vehicle}} = L_{\mathrm{AE}} + 10\log_{10}\frac{N_T}{T}$$

$$L_{\mathrm{AE}} = 10\log_{10}\frac{1}{T_0}\sum_i\left(10^{L_{pA,i}/10}\cdot\Delta t_i\right)$$

ここで、$L_{\mathrm{Aeq},T,\mathrm{vehicle}}$：自動車走行騒音の等価騒音レベル［dB］

L_{AE}　：単発騒音暴露レベル（ユニットパターンのエネルギー積分値）［dB］

N_T　：時間範囲T［s］の間の交通量［台］

T　：対象とする基準時間帯の時間［s］
（昼間時間帯：57,600［s］，夜間時間帯：28,800［s］）

T_0　：基準時間，１［s］

$L_{pA,i}$：i番目の区間を通過する自動車による予測地点における騒音レベル［dB］

Δt_i　：自動車がi番目の区間を通過する時間［s］

・来店客等車両、自動二輪車等、荷さばき車両、廃棄物収集車両の場合

$$L_{pA,i} = L_{WA} - 8 - 20\log_{10} r_i + \Delta L_{d,i} + \Delta L_{g,i}$$

・ショッピングカートの場合

$$L_{pA,i} = L_{pA} - 20\log_{10} r_i + \Delta L_{d,i} + \Delta L_{g,i}$$

ここで、L_{WA}　：自動車走行騒音のA特性音響パワーレベル［dB］

L_{pA}　：基準距離（１[m]）における騒音レベル［dB］

r_i　：i番目の区間を通過する自動車から予測地点までの距離

$\Delta L_{d,i}$　：i番目の区間を通過する自動車に対する回折に伴う減衰に関する補正量（回折補正量）［dB］（負の値）

$\Delta L_{g,i}$　：i番目の区間を通過する自動車に対する地表面効果による減衰に関する補正量［dB］（負の値）

なお、予測では安全側を見て、回折に伴う減衰に関する補正量（回折補正量）ΔL_dを考慮していません。

また、地表面効果による減衰に関する補正量は、$\Delta L_{g,i} = 0$としました。

（２）自動車走行騒音以外の騒音

○ 定常騒音

空調用室外機、冷凍庫用室外機、換気設備の定常騒音源からの等価騒音レベル $L_{\mathrm{Aeq},T,a}$ の予測は以下の式を用いて行いました。

$$L_{\mathrm{Aeq},T,a} = 10\log_{10}\frac{1}{T}\left(\sum_i T_i \cdot 10^{L_{pA,i}/10}\right)$$

$$L_{pA,i} = L_{pA,i}(r_0) - 20\log_{10}\frac{r_i}{r_0} + \Delta L_{d,i}$$

ここで、T ：対象とする時間区分の時間［s］（昼間 57,600[s]、夜間 28,800[s]）

T_i ：対象とする時間区分における i 番目の定常騒音の継続時間［s］

$L_{pA,i}$ ：i 番目の騒音源による予測地点における騒音レベル［dB］

$L_{pA,i}(r_0)$ ：i 番目の騒音源による基準距離における騒音レベル［dB］

r_i ：i 番目の騒音源から予測地点までの距離［m］

r_0 ：基準距離，１［m］

$\Delta L_{d,i}$ ：i 番目の騒音源に対する回折に伴う減衰に関する補正量（回折補正量）［dB］（負の値）

○ 変動騒音

荷さばき作業、廃棄物収集作業等から発生する変動騒音の等価騒音レベル $L_{\mathrm{Aeq},T,b}$ の予測は以下の式を用いて行いました。

$$L_{\mathrm{Aeq},T,b} = 10\log_{10}\frac{1}{T}\left(\sum_j T_j \cdot 10^{\overline{L_{pA,j}}/10}\right)$$

$$\overline{L_{pA,j}} = \overline{L_{pA,j}}(r_0) - 20\log_{10}\frac{r_j}{r_0} + \Delta L_{d,j}$$

ここで、T ：対象とする時間区分の時間［s］（昼間 57,600[s]、夜間 28,800[s]）

T_j ：対象とする時間区分における j 番目の定常騒音の継続時間［s］

$\overline{L_{pA,j}}$ ：j 番目の騒音源による予測地点における騒音のエネルギー的な時間平均値［dB］

$\overline{L_{pA,j}}(r_0)$ ：j 番目の騒音源による基準距離における騒音のエネルギー的な時間平均値［dB］

r_j ：j 番目の騒音源から予測地点までの距離［m］

r_0 ：基準距離，１［m］

$\Delta L_{d,i}$ ：j 番目の騒音源に対する回折に伴う減衰に関する補正量（回折補正量）［dB］（負の値）

○ 衝撃騒音

荷さばき作業等から発生する衝撃騒音の等価騒音 $L_{\mathrm{Aeq},T,c}$ レベルの予測は以下の式を用いて行いました。

$$L_{\mathrm{Aeq},T,c} = 10\log_{10}\frac{T_0}{T}\left(\sum_k N_k \cdot 10^{L_{AE,k}/10}\right)$$

$$L_{\mathrm{AE},k} = L_{\mathrm{AE},k}(r_0) - 20\log_{10}\frac{r_k}{r_0} + \Delta L_{d,k}$$

ここで、T　：対象とする時間区分の時間［s］（昼間 57,600[s]、夜間 28,800[s]）

T_0　：基準時間，1［s］

N_k　：対象とする時間区分において発生する k 番目の衝撃騒音の発生回数

$L_{\mathrm{AE},k}$　：k 番目の騒音源による予測地点における単発騒音暴露レベル［dB］

$L_{\mathrm{AE},k}(r_0)$：k 番目の騒音源による基準距離における単発騒音暴露レベル［dB］

r_k　：k 番目の騒音源から予測地点までの距離［m］

r_0　：基準距離，1［m］

$\Delta L_{d,k}$　：k 番目の騒音源に対する回折に伴う減衰に関する補正量（回折補正量）［dB］（負の値）

○ 回折補正量

予測では安全側を見て回折補正量 ΔL_d を考慮していません。

○ 自動車走行騒音以外の騒音の等価騒音レベル

上記で計算した各騒音の等価騒音レベルを合成し、自動車走行騒音以外の騒音全体の等価騒音レベル $L_{\mathrm{Aeq},T,\mathrm{store}}$ を算出しました。

$$L_{\mathrm{Aeq},T,\mathrm{store}} = 10\log_{10}\frac{1}{T}\left(10^{L_{Aeq,T,a}/10} + 10^{L_{Aeq,T,b}/10} + 10^{L_{Aeq,T,c}/10}\right)$$

（3）各種騒音源からの等価騒音レベルの合成

自動車走行騒音の等価騒音レベルと自動車走行騒音以外の騒音の等価騒音レベルを合成して全体としての等価騒音レベル $L_{\mathrm{Aeq},T}$ を算出しました。

$$L_{\mathrm{Aeq},T} = 10\log_{10}\left(10^{L_{\mathrm{Aeq},T,\mathrm{vehicle}}/10} + 10^{L_{\mathrm{Aeq},T,\mathrm{store}}/10}\right)$$

4．店舗から発生する騒音レベルの設定

4-1．定常騒音

定常騒音の騒音レベルの設定については、当該店舗の実測値を用いて設定しました。

なお、定常騒音の継続時間は、発生源となる機器の稼働時間帯において実際には間欠的な運転を行いますが、常時稼働しているものとして設定しました。

4-2．変動騒音・衝撃騒音

（1）自動車走行音

自動車走行音のA特性音響パワーレベルは、表 4-1 に示すとおり設定しました。

来店客等車両については手引き書に基づきました。荷さばき車両及び廃棄物収集車両については、自動車工学に基づくパワーレベル式を用いて算出しました。自動二輪車については ASJ RTN-Model 2023 に基づく計算式を用いて算出しました。

また、自動車走行音の離散点音源の間隔は 5mとしました。

表 4-1　自動車走行音のパワーレベル

騒音発生源の種類	A特性音響ﾊﾟﾜｰﾚﾍﾞﾙ	走行速度
来店客等車両（平坦路走行時）	82 dB ※1	20km/h
荷さばき車両、廃棄物収集車両	93.8 dB ※2	20km/h
自動二輪車	79.7 dB ※3	10.1km/h ※4

※1「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」による。

※2 出典：自動車の走行パターンを考慮した道路交通騒音の予測－その１．自動車の走行パターンと発生交通の推定－，日本音響学会誌 50 巻 3 号（1994），pp.205-214

※3 「ASJ RTN-Model 2023」に基づく減速走行に用いる二輪車の計算式により計算。

$L_{WA}=49.6+30\log_{10}V$

ここで、L_{WA} ：自動二輪車等走行音のA特性音響パワーレベル［dB］、V：走行速度［km/h］

※4 当該店舗において実測した結果に基づき設定。

（2）自動車走行音以外の変動騒音・衝撃騒音

自動車走行音以外の変動騒音・衝撃騒音については、既存店舗において実測した結果に基づいて、表 4-2 のとおり設定しました。

表 4-2　変動騒音・衝撃騒音発生源の騒音レベル及び継続時間

騒音発生源の種類	騒音のエネルギー的な時間平均値※1 $\overline{L_{pA}}$［dB］	単発騒音暴露レベル※1 $L_{AE,k}$［dB］	1台あたりの継続時間又は発生回数
荷さばき作業音※2	73.7	－	602 秒
荷さばき車両の後進ブザー音	82.7	－	1 区間 5m あたり 5 秒
荷さばき施設のｼｬｯﾀｰ開閉音	72.7	－	7 秒×2 回
廃棄物収集作業音（ﾊﾟｯｶｰ車）※3	78.4	－	389 秒
廃棄物収集車両の後進ブザー音	81.1	－	1 区間 5m あたり 5 秒
ショッピングカート走行音	60.7	－	1 区間 5m あたり 6.25 秒
ショッピングカート衝撃音	－	70.1	収納時 1 回
来店客等車両のドア開閉音	－	65.6	来店客 4 回 ※4 従業員 2 回 ※4
荷さばき車両のドア開閉音	－	76.5	2 回 ※4
廃棄物収集車両のドア開閉音	－	81.6	2 回 ※4

※1 各騒音レベルは基準距離（1m）における値、単位は［dB］。

※2 荷さばき作業音の音源は、荷さばき荷下ろし音、台車走行音、荷さばき車両の後部ドア開閉音、荷さばき車両の昇降機作動音が含まれます。

※3 廃棄物収集作業音の音源は、廃棄物積込作業音、圧縮機の運転音が含まれます。

※4 ドア開閉音の発生回数について、来店客車両は平均２名乗車で来店時２回と退店時２回の計４回、従業員車両、荷さばき車両及び廃棄物収集車両は１名乗車で来場時１回と退場時１回の計２回と設定しました。

（3）車両台数の設定

1日あたりの荷さばき車両及び廃棄物収集車両の台数は店舗計画に基づき表 4-3 のとおり設定しました。

表 4-3　荷さばき車両及び廃棄物収集車両の日台数

時間帯	荷さばき車両台数		廃棄物収集車両台数	
	A棟	B棟	A棟	B棟
6:00 ～ 21:00	18 台/日	4 台/日	3 台/日	3 台/日
合　　計	18 台/日	4 台/日	3 台/日	3 台/日

来店客等車両台数のうち、来店客車両台数は立地法指針に基づいて表 4-4 のとおり設定しました。従業員車両台数は店舗計画に基づき 33 台/日と設定しました。

自動二輪車等台数は、自動二輪車置き場と同台数の 16 台/日と設定しました。

なお今回の騒音予測は、昼間の等価騒音レベルのみを対象とすることから、日台数と同数の車両台数が昼間時間帯に走行するものと見なしました。

表 4-4　計画施設の来店客車両台数

事　　項　　等		各事項算出のための計算式の根拠
当該都市行政人口	186,596 人	岸和田市（令和 7 年 1 月 1 日現在 住民基本台帳）
地区の区分	商業地区	用途地域：商業地域
S：店舗面積	2.233 千㎡	―――
A：日来店客数原単位	1,033 人／千㎡	人口 40 万人未満、店舗面積 5 千㎡未満
L：駅からの距離	駅から約 50 m	ＪＲ阪和線　東岸和田駅
C：自動車分担率	41.3 %	商業地区、人口 10 万人以上 40 万人未満、 L＜300m
D：平均乗車人員	2.00 人／台	店舗面積：10 千㎡未満
・日来店客車両台数	476 台／日	＝S×A×C÷D

（4）自動車ドア開閉回数の設定

来店客車両のドア開閉回数は、1台当たり平均 2 名乗車で来店時 2 回、退店時 2 回の計 4 回の開閉があると設定しました。

従業員車両、荷さばき車両、廃棄物収集車両のドア開閉回数は、1台当たり1名乗車で来場時 1 回、退場時 1 回の計 2 回の開閉があると設定しました。

なお、来店客等車両のドア開閉音の音源は全ての駐車マスに配置し、1マス当たりの開閉回数については、来店客等車両台数（表 4-5 参照）を駐車場台数で割ることで、算出しました。

表 4-5　来店客等車両のドア開閉回数の設定

時間帯	来店客車両			従業員車両		
	駐車場台数（台）	来店客車両台数（台/日）	駐車場1マス当たりのドア開閉回数（回）	駐車場台数（台）	従業員車両台数（台/日）	駐車場1マス当たりのドア開閉回数（回）
昼間 6～22 時	85	476	476÷85×4 ≒ 22	33	33	33÷33×2 ＝ 2

（５）ショッピングカートの走行台数の設定

駐車場内で使用されるショッピングカートの走行台数は来店客車両１台当たり１台とし、来店客車両台数と同台数（昼間 476 台）が走行するものと設定しました。

また、収納時のショッピングカート衝撃音について、カート置場が屋外に２箇所あるため、ショッピングカート１台あたり１回として、１箇所あたり 238 回（＝476 台÷2 箇所）と設定しました。

表4-6　騒音発生源一覧表

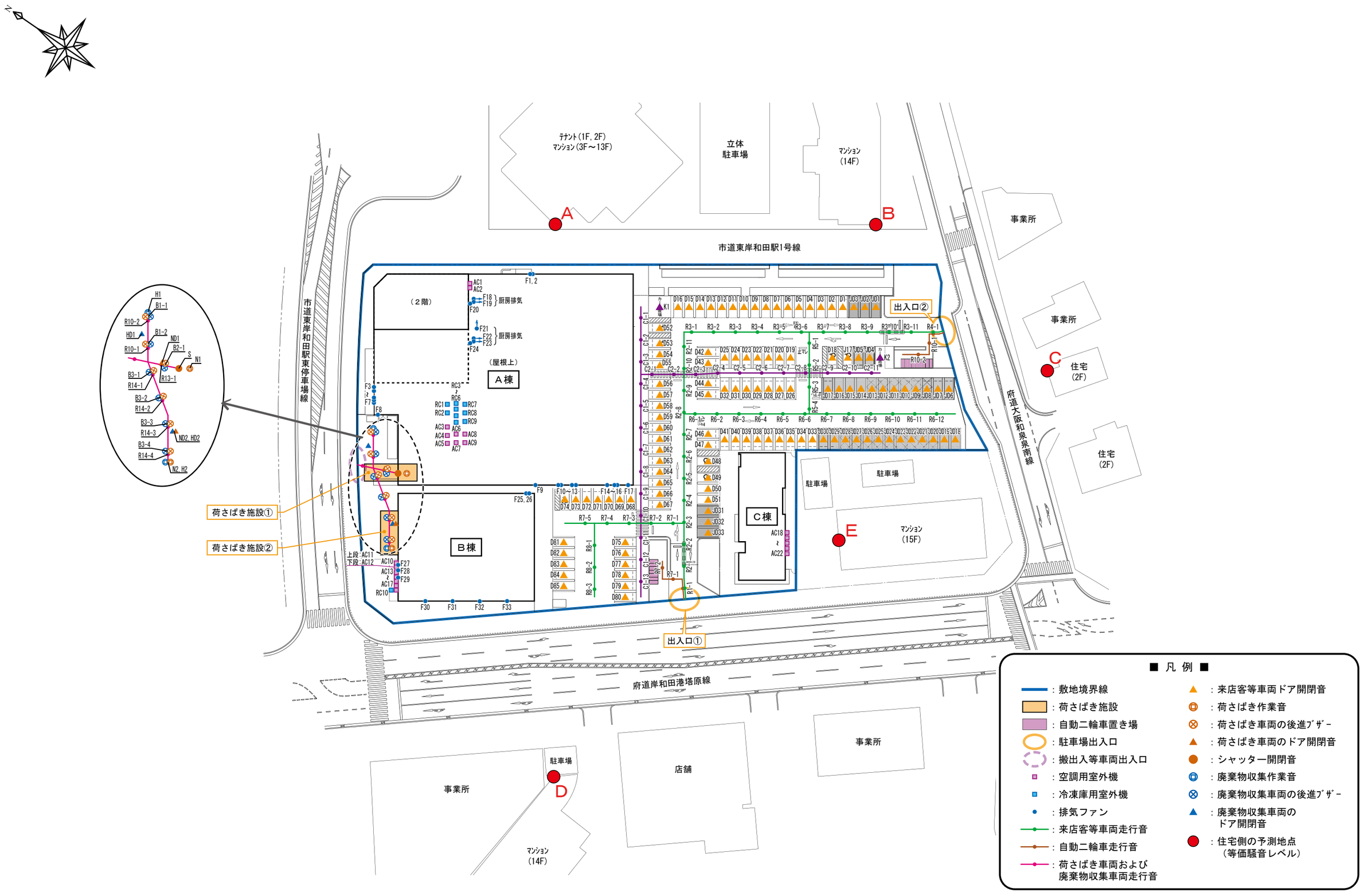
区分	騒音発生源の種類	型式	定格能力(kW)	騒音レベル(dB)	種別※1	代表周波数(Hz)	数	稼働時間帯等（昼間:6時～22時 夜間:22時～6時）	21～22時の稼働状況等	図面上の位置		騒音防止対策	騒音レベルの設定根拠
〔設備等の騒音〕													
定常騒音	空調用室外機	MUZ-GV280	0.75	47.0	A	－	1	8時30分～22時30分	有	AC1	図4 騒音発生源位置図	定常騒音の発生源となる機器については、低騒音型の機器を導入します。また、定期点検を行い、異常騒音の発生防止に努めます。	実測値
	空調用室外機	MUZ-GV280	0.75	47.0	A	－	1		有	AC2			実測値
	空調用室外機	SGP-GXW560M1G2D	12.40	58.0	A	－	1		有	AC3			実測値
	空調用室外機	SGP-GXW560M1G2D	12.40	58.0	A	－	1		有	AC4			実測値
	空調用室外機	SGP-H224M3G2D	5.00	56.0	A	－	1		有	AC5			実測値
	空調用室外機	SGP-HW710M3G2ZD	15.70	62.0	A	－	1		有	AC6			実測値
	空調用室外機	SGP-GXW560M1G2D	12.40	58.0	A	－	1		有	AC7			実測値
	空調用室外機	SGP-HW710M3G2ZD	15.70	62.0	A	－	1		有	AC8			実測値
	空調用室外機	SGP-HW710M3G2ZD	15.70	62.0	A	－	1		有	AC9			実測値
	空調用室外機	R28LES	0.75	46.0	A	－	1	0時00分～24時00分	有	AC10			実測値
	空調用室外機	R40LEP	1.10	49.0	A	－	1		有	AC11			実測値
	空調用室外機	R40LEP	1.10	49.0	A	－	1		有	AC12			実測値
	空調用室外機	RZYP280BA	5.31	60.0	A	－	1		有	AC13			実測値
	空調用室外機	RZYP280BA	5.31	60.0	A	－	1		有	AC14			実測値
	空調用室外機	RZYP280BA	5.31	60.0	A	－	1		有	AC15			実測値
	空調用室外機	RZYP280BA	5.31	60.0	A	－	1		有	AC16			実測値
	空調用室外機	RZYP140BA	2.40	50.0	A	－	1		有	AC17			実測値
	空調用室外機	R22NES	0.60	48.0	A	－	1	8時30分～23時30分	有	AC18			実測値
	空調用室外機	R36NES	0.95	51.0	A	－	1		有	AC19			実測値
	空調用室外機	RZYP140CA	2.40	51.0	A	－	1		有	AC20			実測値
	空調用室外機	RZYP140CA	2.40	34.0	A	－	1		有	AC21			実測値
	空調用室外機	RZYP140CA	2.40	42.0	A	－	1		有	AC22			実測値
	冷凍庫用室外機	RM-P150A1	0.60	56.0	A	－	1	0時00分～24時00分	有	RC1			実測値
	冷凍庫用室外機	RM-P150A1	0.60	46.0	A	－	1		有	RC2			実測値
	冷凍庫用室外機	RM-P110A1	0.40	50.0	A	－	1		有	RC3			実測値
	冷凍庫用室外機	RM-P110A1	0.40	51.0	A	－	1		有	RC4			実測値
	冷凍庫用室外機	RM-P165A	0.60	57.0	A	－	1		有	RC5			実測値
	冷凍庫用室外機	RM-P110A1	0.40	54.0	A	－	1		有	RC6			実測値
	冷凍庫用室外機	RM-P165A	0.60	56.0	A	－	1		有	RC7			実測値
	冷凍庫用室外機	RM-P150A1	0.60	58.0	A	－	1		有	RC8			実測値
	冷凍庫用室外機	RM-P150A1	0.60	55.0	A	－	1		有	RC9			実測値
	冷凍庫用室外機	ERAV-EP55A1	5.50	52.0	A	－	1		有	RC10			実測値
	排気ファン	－	－	49.0	A	－	1	8時30分～22時30分	有	F1			実測値
	排気ファン	－	－	49.0	A	－	1		有	F2			実測値
	排気ファン	－	－	42.0	A	－	1		有	F3			実測値
	排気ファン	－	－	66.0	A	－	1		有	F4			実測値
	排気ファン	－	－	50.0	A	－	1		有	F5			実測値
	排気ファン	－	－	43.0	A	－	1		有	F6			実測値
	排気ファン	－	－	43.0	A	－	1		有	F7			実測値
	排気ファン	－	－	41.0	A	－	1		有	F8			実測値
	排気ファン	－	－	45.0	A	－	1		有	F9			実測値
	排気ファン	－	－	45.0	A	－	1		有	F10			実測値
	排気ファン	－	－	45.0	A	－	1		有	F11			実測値
	排気ファン	－	－	45.0	A	－	1		有	F12			実測値
	排気ファン	－	－	59.0	A	－	1		有	F13			実測値
	排気ファン	－	－	45.0	A	－	1		有	F14			実測値
	排気ファン	－	－	53.0	A	－	1		有	F15			実測値
	排気ファン	－	－	45.0	A	－	1		有	F16			実測値
	排気ファン	－	－	45.0	A	－	1		有	F17			実測値
	排気ファン	－	－	59.0	A	－	1		有	F18			実測値
	排気ファン	－	－	58.0	A	－	1		有	F19			実測値
	排気ファン	－	－	50.0	A	－	1		有	F20			実測値
	排気ファン	－	－	61.0	A	－	1		有	F21			実測値
	排気ファン	－	－	59.0	A	－	1		有	F22			実測値
	排気ファン	－	－	59.0	A	－	1		有	F23			実測値
	排気ファン	－	－	50.0	A	－	1		有	F24			実測値
	排気ファン	－	－	43.0	A	－	1	0時00分～24時00分	有	F25			実測値
	排気ファン	－	－	46.0	A	－	1		有	F26			実測値
	排気ファン	－	－	45.0	A	－	1		有	F27			実測値
	排気ファン	－	－	50.0	A	－	1		有	F28			実測値
	排気ファン	－	－	45.0	A	－	1		有	F29			実測値
	排気ファン	－	－	46.0	A	－	1		有	F30			実測値
	排気ファン	－	－	46.0	A	－	1		有	F31			実測値
	排気ファン	－	－	46.0	A	－	1		有	F32			実測値
	排気ファン	－	－	46.0	A	－	1		有	F33			実測値
〔荷さばき作業関連の騒音〕													
変動騒音	荷さばき作業音		73.7	B	－	－	昼間 602秒/台×18台		無	N1	図4 騒音発生源位置図	『大阪府生活環境の保全等に関する条例』に基づきアイドリングを行わないよう指導を徹底します。また、「クラクション・空ぶかしの禁止」、「静かなドア開閉」についても指導を徹底します。	実測値
			73.7	B	－	－	昼間 602秒/台×4台		無	N2			実測値
	荷さばき車両の後進ブザー音		82.7	B	－	－	昼間 5秒×(18+4)台		無	B1-1,B1-2			実測値
			82.7	B	－	－	昼間 5秒×18台		無	B2-1			実測値
			82.7	B	－	－	昼間 5秒×4台		無	B3-1～B3-4			実測値
	荷さばき施設のシャッター開閉音		72.7	B	－	－	昼間 7秒×2回/台×18台		無	S			実測値
	荷さばき車両走行音		93.8	C	－	－	昼間 (18+4)台×2		無	R11-1,R12-1,R12-2			※2
			93.8	C	－	－	昼間 18台×2		無	R13-1			※2
			93.8	C	－	－	昼間 4台×2		無	R14-1～R14-4			※2
衝撃	荷さばき車両のドア開閉音		76.5	D	－	－	昼間 2回/台×18台		無	ND1			実測値
			76.5	D	－	－	昼間 2回/台×4台		無	ND2			実測値

区分	騒音発生源の種類	型式	定格能力(kW)	騒音レベル(dB)	種別※1	代表周波数(Hz)	数	稼働時間帯等 昼間:6時～22時 夜間:22時～6時	21～22時の稼働状況等	図面上の位置		騒音防止対策	騒音レベルの設定根拠
〔廃棄物収集作業関連の騒音〕													
変動騒音	廃棄物収集作業音			78.4	B	－	－	昼間 389秒/台×3台	無	H1,H2	図4 騒音発生源位置図	アイドリングを行わないよう指導を徹底します。また、「クラクション・空ぶかしの禁止」、「静かなドア開閉」についても指導を徹底します。	実測値
	廃棄物収集車両の後進ブザー音			81.1	B	－	－	昼間 5秒×(3+3)台	無	B1-1,B1-2			実測値
				81.1	B	－	－	昼間 5秒×3台	無	B2-1, B3-1～B3-4			実測値
	廃棄物収集車両走行音			93.8	C	－	－	昼間 (3+3)台×2	無	R11-1,R12-1, R12-2			※2
				93.8	C	－	－	昼間 3台×2	無	R13-1, R14-1～R14-4			※2
衝撃	廃棄物収集車両のドア開閉音			81.6	D	－	－	昼間 2回/台×3台	無	HD1,HD2			実測値
〔来客・従業員車両関連の騒音〕													
変動騒音	来店客等車両走行音			82.0	C	－	－	昼間 509台×2	有	R1-1～R8-3	図4 騒音発生源位置図	お客さまに対しては、『大阪府生活環境の保全等に関する条例』に基づき、駐車場内にアイドリング禁止の表示を行い周知します。また、駐車場内の表示には、「静かなドア開閉」及び「クラクション・空ぶかしの禁止」についても併記し、お客さまに協力を呼びかけます。 従業員に対しては、『大阪府生活環境の保全等に関する条例』に基づきアイドリングを行わないよう指導を徹底します。また、「クラクション・空ぶかしの禁止」、「静かなドア開閉」についても指導を徹底します。	手引き書
	自動二輪車等走行音			79.7	C	－	－	昼間 16台×2	有	R1-1,R4-1, R9-1～R10-2			※3
	ショッピングカート走行音			60.7	D	－	－	昼間 476台×2	有	C1-1～C2-11			実測値
衝撃騒音	来店客等車両ドア開閉音（来店客）			65.6	D	－	－	昼間 22回/ﾏｽ	有	D1～D85			実測値
	来店客等車両ドア開閉音（従業員）			65.6	D	－	－	昼間 2回/ﾏｽ	有	JD1～JD33			実測値
	ショッピングカート衝撃音			70.1	D	－	－	昼間 238回	有	K1,K2			実測値

※1 騒音レベルの種別については、A：騒音レベル、B：騒音のエネルギー的な時間平均値、C：A特性音響パワーレベル、D：単発騒音暴露レベルを示す。
種別A、B、Dの騒音レベルは、基準距離(1m)における値を示す。

※2「自動車の走行パターンを考慮した道路交通騒音の予測ーその１．自動車の走行パターンと発生交通の推定ー，日本音響学会誌50巻3号（1994），pp.205-214」による。

※3「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2023”，日本音響学会誌80巻4号（2024），pp.170-234」による。



縮尺 Ｓ＝１：８００

図4　騒音発生源位置図

５．予測地点

等価騒音レベルの予測地点は、等価騒音レベルの等音線分布図（図 5-1 参照）を基に設定しました。騒音の予測地点は表 5-1 及び図 5-1 に示すとおりです。

表 5-1　等価騒音レベルの予測地点

予測地点	予測地点の高さ	選定理由	用途地域	環境基準 昼間：6 時～22 時
A	1.2m 4.4m 7.6m	当該店舗の北東側に立地するマンション（13 階建）に設定しました。	商業地域	昼間：60 dB （C類型）
B	1.2m 4.4m 7.6m	当該店舗の北東側に立地するマンション（14 階建）に設定しました。	商業地域	昼間：60 dB （C類型）
C	1.2m 4.4m	当該店舗の南東側立地する住宅（２階建）に設定しました。	第一種住居地域	昼間：55 dB （B類型）
D	1.2m 4.4m 7.6m	当該店舗の南西側に立地するマンション（14 階建）に設定しました。	近隣商業地域	昼間：60 dB （C類型）
E	1.2m 4.4m 7.6m	当該店舗の南側に立地するマンション（15 階建）に設定しました。	商業地域	昼間：60 dB （C類型）

※ H=1.2m は 1 階、H=4.4m は 2 階、H=7.6m は 3 階の高さ。

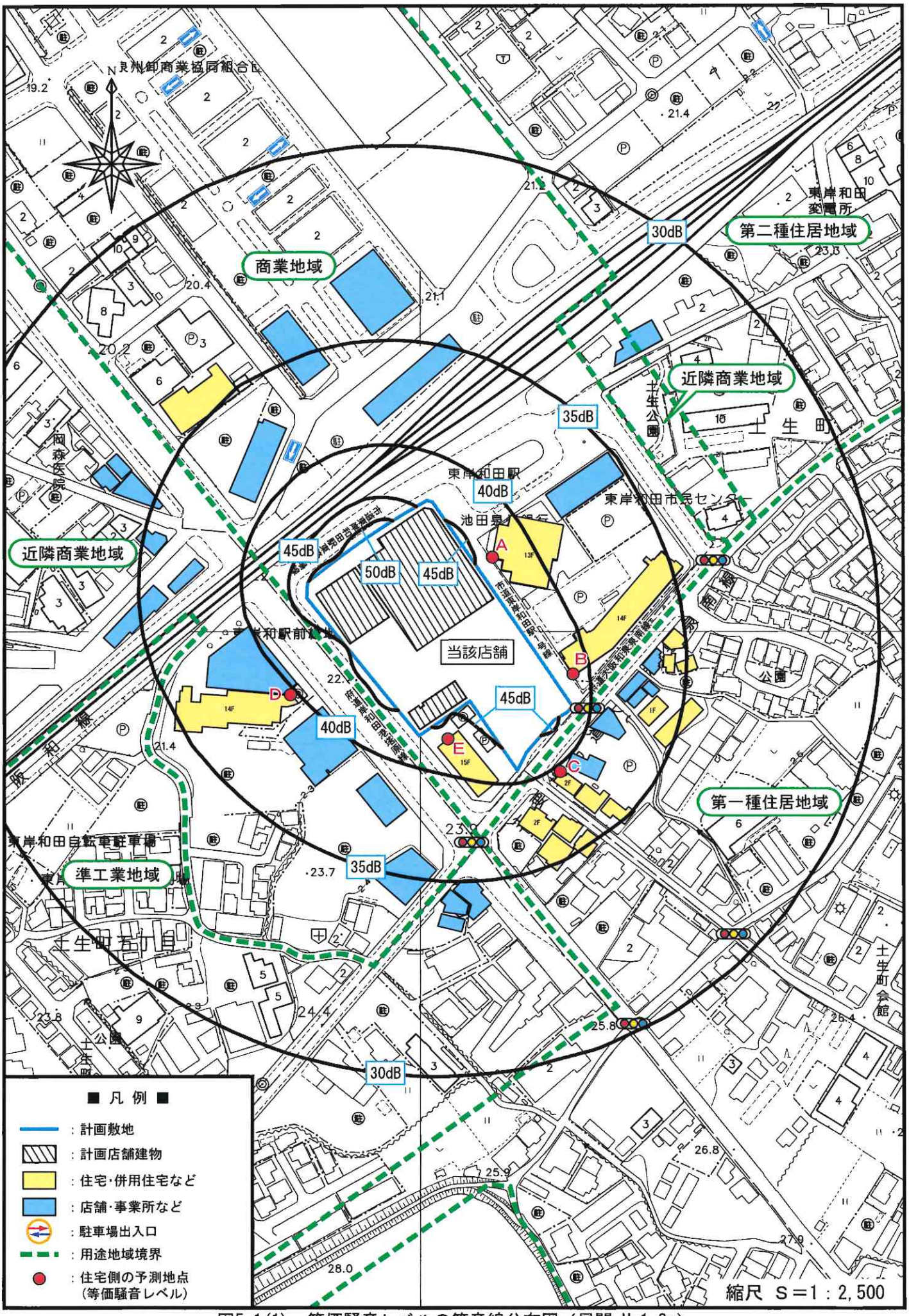


図5-1(1)　等価騒音レベルの等音線分布図（昼間 H=1.2m）

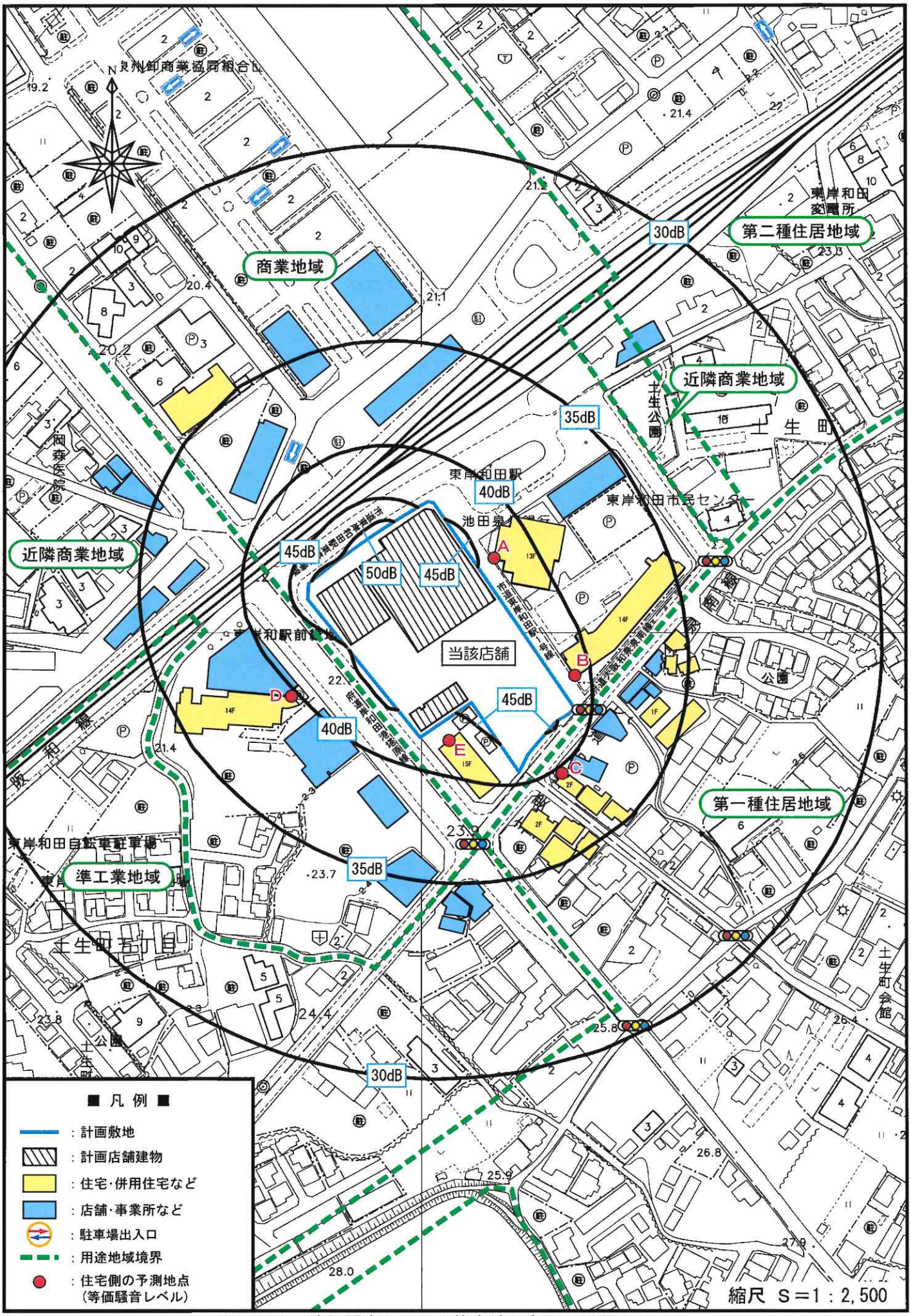


図5-1(2)　等価騒音レベルの等音線分布図（昼間 H=4.4m）

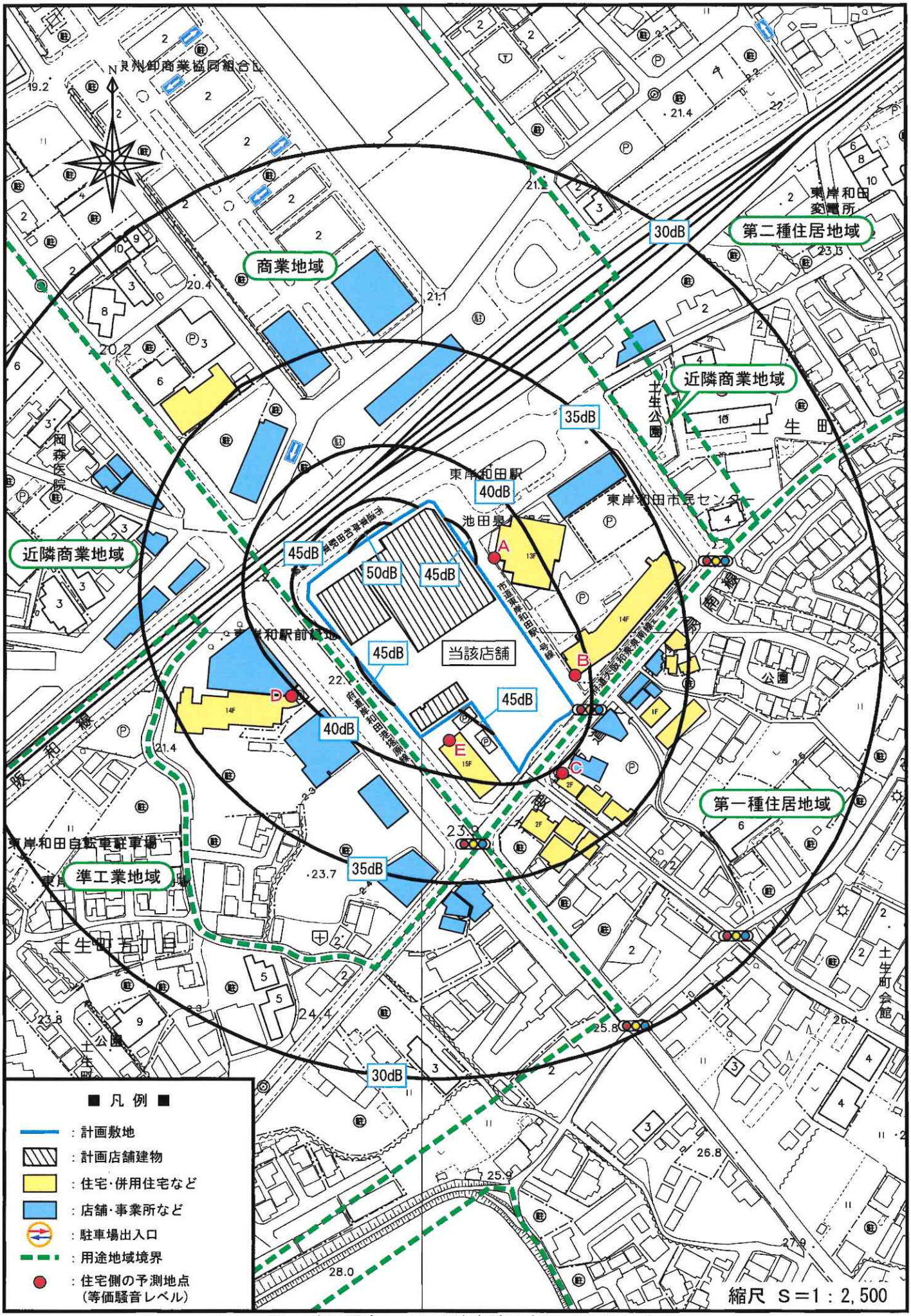


図5-1(3)　等価騒音レベルの等音線分布図（昼間 H=7.6m）

6．予測結果

（1）平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果

各予測地点における昼間の等価騒音レベルの予測結果は表 6-1 に示すとおりです。全地点で環境基準を下回ります。

表 6-1　等価騒音レベルの予測結果（昼間）

項　目		予測地点における昼間の等価騒音レベル（dB）							
		A H=1.2m	A H=4.4m	A H=7.6m	B H=1.2m	B H=4.4m	B H=7.6m	C H=1.2m	C H=4.4m
定常騒音	空調用室外機 冷凍庫用室外機 排気ファン	40.3	40.4	40.4	32.9	32.9	32.9	30.8	30.8
変動騒音	荷さばき作業音 荷さばき作業の後進ﾌﾞｻﾞｰ音 荷さばき施設のｼｬｯﾀｰ開閉音 廃棄物収集作業音 廃棄物収集車両の後進ﾌﾞｻﾞｰ音	33.2	33.2	33.1	28.0	28.0	28.0	26.4	26.4
	来店客等車両走行音 自動二輪車等走行音 荷さばき車両走行音 廃棄物収集車両走行音 ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｶｰﾄ走行音	38.0	38.0	37.9	40.5	40.4	40.3	38.3	38.3
衝撃騒音	車両ドア開閉音 ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｶｰﾄ衝撃音	18.5	18.4	18.3	19.5	19.3	19.1	15.5	15.5
合　成　値		42.8	42.9	42.8	41.4	41.4	41.2	39.3	39.2
環境基準（昼間：6 時～22 時）		60	60	60	60	60	60	55	55

項　目		予測地点における昼間の等価騒音レベル（dB）					
		D H=1.2m	D H=4.4m	D H=7.6m	E H=1.2m	E H=4.4m	E H=7.6m
定常騒音	空調用室外機 冷凍庫用室外機 排気ファン	35.8	35.8	35.8	36.6	36.4	36.1
変動騒音	荷さばき作業音 荷さばき作業の後進ﾌﾞｻﾞｰ音 荷さばき施設のｼｬｯﾀｰ開閉音 廃棄物収集作業音 廃棄物収集車両の後進ﾌﾞｻﾞｰ音	32.5	32.4	32.4	29.7	29.7	29.7
	来店客等車両走行音 自動二輪車等走行音 荷さばき車両走行音 廃棄物収集車両走行音 ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｶｰﾄ走行音	35.6	35.6	35.6	41.2	41.2	41.1
衝撃騒音	車両ドア開閉音 ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｶｰﾄ衝撃音	12.4	12.4	12.4	17.9	17.8	17.6
合　成　値		39.6	39.6	39.6	42.7	42.7	42.5
環境基準（昼間：6 時～22 時）		60	60	60	60	60	60

※ 安全側を見て、予測には回折補正量を考慮していません。

※ H=1.2m は 1 階、H=4.4m は 2 階、H=7.6m は 3 階の高さ。